

告示

埼玉県告示第九百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第二百二十二号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和六年八月六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
八潮市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
草加都市計画下水道事業古新田幹線
- 三 事業施行期
平成二十四年三月二日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
 - イ 収用の部分
変更なし
 - ロ 使用の部分
変更なし